

重要事項説明書

(介護予防) 通所リハビリテーション

1 事業者概要

事業所の名称	医療生活協同組合 健文会
事業所の所在地	宇部市五十目山町 1 6 - 2 3
法人種別	医療生活協同組合
代表者名	上 野 尚

介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている事業者の名称	各事業所につき介護保険法に基づき山口県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
宇部協立病院デイケア	通所リハビリテーション事業・ 介護予防通所リハビリテーション事業

2 ご利用事業所

事業所の名称	宇部協立病院デイケア
指定番号	3 5 1 0 2 1 2 6 9 3
電話番号	0 8 3 6 - 3 3 - 6 1 1 1

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の看護師その他の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適切な通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。
運営方針	要介護者等の心身の特性をふまえて、可能な限り、居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るための援助を行います。 関係市町村・地域の保健・福祉のサービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

4 ご利用事業所の職員体制及び職務内容

管理者（医師）	1 名（常勤勤務・他業務と兼務）
・管理者は通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う他、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	
機能訓練士	8 名（専従・専任と兼務）
・理学療法士又・作業療法士又は言語聴覚士は医師や看護師等と共同してリハビリテーシ	

ョン実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

5 営業日

営業日	月曜日から金曜日までとします。但し、国民の休日、12月30日から1月3日、8月13日・14日・15日を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分までとします。
実施時間	午前9時00分から午前12時30分までとします。

6 利用定員 1単位20名

7 サービス内容

サービス内容については別紙サービス内容説明書に記し、説明を行います。

8 利用料金

① 利用料

利用料の額は、国が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受理サービスであるときは、介護報酬告示上の額の利用者の介護負担割合証に記載されている利用者負担の割合の額とします。

具体的金額については、サービス内容説明書に記し、説明を行います。

② 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、郵便局もしくは山口銀行の口座自動引き落としの2通りの中からお選びください。

9 実施地域 宇部市内

10 留意事項

① 持ち物や衣類・タオル等には名前を明記下さい。

② 金銭（利用料支払いを除く）や貴重品を持ってこないで下さい。

＊ ご自身の金銭や貴重品が紛失いたしましても当デイケアでは一切責任を負いかねますことをご承諾して頂きたいと思ひます。

11 非常災害対策

防災時の対応	宇部協立病院の職員と協力して、避難・初期消火を実施
防災設備	火災報知機・誘導灯・非常警報・消火器
防災訓練	年1回以上実施
防火責任者	奥 啓

12 従業者の勤務の体制

従業者の勤務時間 8時30分～17時10分

PT・OT・STを利用者の状況に応じ、適切な人数で朝の送迎開始から夕の送迎終了時まで安全に適切な（介護予防）通所リハビリテーションが行えるように配置いたします。

13 緊急時（事故発生時）の対応方法

利用者の主治医又は、事業所の協力機関病院に連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の 主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名・電話番号	

14 苦情申立窓口

ご利用時間と ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分から午後5時00分 窓口 電話 (0836) 33-6111 面接 宇部協立病院デイケア
担当者	角 優作

苦情処理手順

- ① 苦情・相談があった場合は、直ちに相談担当者が詳しい説明を聴き、職員間での話し合いを持つ。
- ② 相談担当者が、必要と判断した場合は、介護支援専門員に報告し、検討会議を開催する。
- ③ 結果について管理者に報告、必要時管理者も含め検討会議を行っていく。
- ④ 検討の結果を可能な限り速やかに対応し、相談者・苦情者に返していく。
- ⑤ 記録を保存し、再発防止に努めていく。

その他

当該事業所以外に、宇部市及び山口県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

- ① 宇部市高齢者総合支援課： 住所 山口県宇部市常盤町1丁目7-1
電話 0836-34-8302
- ② 山口県国民健康保険団体連合会
(苦情処理委員会)： 住所 山口県山口市朝田1980-7
電話 083-995-1010

令和 年 月 日

(介護予防) 通所リハビリテーションの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基
づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 宇部市五十目山町 1 6 - 2 3

名称 宇部協立病院デイケア

説明者 氏名 _____

私は、本書面により事業者から(介護予防) 通所リハビリテーションについて重要事項
の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名 _____

(代理人) 住所

氏名 _____